

令和元(2019)年度  
駒沢女子大学大学院  
自己点検・評価報告書

令和2年3月

令和元年度：平成31（2019）年4月1日～令和2（2020）年3月31日



# 大学院 人文科学研究科 自己点検・評価報告書

## 1 理念・目的

1-①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。またそれを踏まえ、研究科の目的を適切に設定しているか。

### 【大学の理念・目的】

駒沢女子大学（以下、本学）は昭和 2（1927）年に創立された駒沢学園が運営する高等教育機関であり、女子教育機関として多くの人材を育成してきた学園の伝統をふまえ、平成 5（1993）年 4 月に開学した。開学当初は人文学部だけの 1 学部体制であったが、現在は 1 学群 2 学部（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、1 研究科（人文科学研究科）を擁するに至っている。

本学は開学以来、道元禅師の禅の精神に基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、これを根幹において教育・研究活動を展開してきた。「正念」とは「坐禅」のことであり、体と心を整え、静かに自己の心を開き、自身の輝きを見つめていく行いによって自己の確立を目指すことである。「行学一如」とは、このような「正念」によって確立された自己において、学業と日々の実践とを切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことである。つまり本学の建学の精神とは、「正念」により自己を確立し、「行学一如」によって本学で学んだ知識や技術を社会のそれぞれの領域で活かし最善を尽くしていくことに他ならない。

### 【研究科の目的】

大学院人文科学研究科は、仏教文化専攻課程が平成 14（2002）年 4 月に、臨床心理学専攻が翌平成 15（2003）年 4 月にそれぞれ開設されているが、その教育の目的は「駒沢女子大学大学院学則」第 1 条として次のように明示されている。

本学大学院は、道元禅師の禅すなわち「正念」・「行学一如」を建学の精神とする伝統をふまえ、広い視野を有し人間性ゆたかな現代女性を育成するとともに、それぞれの専攻分野における専門的研究を通じ高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

この本学大学院の教育の目的であるが、まず、「学校教育法」第 99 条では「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」

との方針が示され、また「大学院設置基準」の第3条（修士課程）では「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」という方針が示されている。これに対し、本研究科の教育の目的は、駒沢女子大学建学の精神を基盤とし、広い視野を有し、ゆたかな人間性を有する現代女性の育成を掲げ、その上で「専門的研究を通じて高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養う」としている。さらに両専攻ともに修士論文を修了要件とすることで、研究能力を養い、その研究過程の中で専門的な職業に必要な能力をも身に付けていくという方針が示されている。したがって本研究科の教育の目的は「学校教育法」・「大学院設置基準」の方針に適合しているといえる。

#### 【令和元（2019）年特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上から、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえて整合性を保ちつつ大学院研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

### 1-②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 【研究科の目的の明示及び公表】

本研究科の教育の目的は、点検評価項目①において述べたように大学院学則に明示されているが、これを本学の大学構成員（教職員及び院生）に対して明示するための刊行物としては、毎年学生に配布する『履修ガイド』があり、冒頭に「建学の精神・ポリシー」の章を設け、「建学の精神と教育の目的」、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをそれぞれ明示している。

また、社会に対して公表するための刊行物としては、学生募集のための資料で、受験生や高等学校に配付する目的で作成された『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』（書名は『Komazawa Women's University Junior College GUIDE BOOK 2020』、以下『大学案内』と略称する）があり、ここにも建学の精神とともに研究科・専攻の教育の理念、目的を具体的に説明している。

さらに本学ホームページ（以下HPと略称）においても研究科、専攻について、「教育研究上の目的・方針」において①教育研究上の目的、②ディプロマ・ポリシー、③カリキュラム・ポリシー、④アドミッション・ポリシーが明示され広く学内外に公開されている。

また、本学における建学の精神及び教育の目的を学生に周知させる方法の一つとして「学燈会」が挙げられる。学燈会は月曜日の昼休みに外部講師なども加えて幅広い分野から講話を聴くという内容である。学生の自由意志による参加形態がとられているが参加者は多く、全学的な行事となっている。なおこの学燈会の講話はテープ起こしされて毎年冊子化

されて学生に配付されている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上より、大学の理念・目的及び研究科等の目的を学則に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対しても適切に公表していると判断できる。

1－③：大学の理念・目的、研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【中長期計画】（全学共通）

本学は、平成 22（2010）年 6 月、学園の将来構想を策定するための「中長期計画策定委員会」を立ち上げた。本委員会は、理事長の諮問機関であり、教学各課程からの代表者 4 名、法人部門からの代表者 2 名、計 6 名により構成される。任期は 5 年である。委員選出の条件として、定年までの在職期間 10 年以上という枠を設けた。これは、少なくとも、中期計画が 2 回巡るのを見届ける必要があるとの判断による。

その際、学園創立 100 周年を迎える 2027 年までの 15 年間（2013～2027）を長期計画の軸としてとらえ、中期計画は 5 年を周期とすることが定められた。この 15 年間のなかで、3 回、中期計画を策定実行していくことになる。中長期計画は、この 5 年の周期単位で、また必要であれば各周期の年次進行のなかで、PDCA サイクルを巡らせながら、検証と改善を繰り返す。

本委員会は、長期計画の具体的な方向性（基本姿勢）として、次の 6 点を掲げている。

- ①女子総合学園としての形態を堅持する。
- ②学園運営の中心を大学・短期大学が担うように方向転換する。
- ③時流をこえて存続しうる学科と時流の影響を受けやすい学科をよく識別し、前者に関しては不動の姿勢を貫き、後者に関しては流動性を加味した計画を心がける。
- ④将来における各課程の定員数の削減や不採算部門の思い切った撤退を視野に入れる。
- ⑤人件比率低減のため、教職員、特に教員の数を法律上定められた数以上に増やさない努力をする。
- ⑥大学・短期大学においては、幅広い入学者層を想定した対策を練る。

社会構造の変化、定員充足率の減少等、喫緊の課題が持ち上がったときは、長期計画の基本姿勢を堅持しながら、中期計画の枠をこえて改革を先取りすることがある。平成 30（2018）年度の改組はこれに当たる。このときは、全学内部質保証システムの要である、学長を含めた「大学執行部」、及び、PDCA の P（計画）に位置づけられる「将来構想会議」が中心となり計画を策定し、具体的な作業は「改組準備委員会（臨時）」が担当した。

本学の中長期計画は、学園全体の運営を念頭に置いている。ただし、基本姿勢の内容からも明らかのように、学園運営の中心は大学・短期大学、特に1学群4学類・2学部2学科・1研究科を擁する大学にあるとの認識に立っており、したがって、将来を見据えた中長期計画は大学を軸に据えた内容となっている。実際に、平成30(2018)年5月10日現在の学園在籍学生生徒園児数2822名中、大学の在籍学生数は2062名(約73%)である。このように、数値のうえからも、大学が本学園の中心的な存在となっていることは明らかである。

平成25(2013)年に開始した第1次中期計画では、以下の10本の戦略プランを定めた。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ①一貫校としてのあり方     | ②学生・生徒の確保  |
| ③教育の充実          | ④研究の充実     |
| ⑤学生・生徒支援体制の充実   | ⑥経営改革      |
| ⑦人材の確保と育成       | ⑧危機管理体制の確立 |
| ⑨ステークホルダーとの連携強化 | ⑩地域貢献      |

各戦略プランには、「基本目標」「行動目標」「将来的展望」を定めている。「基本目標」は今次の計画で達成すべく設定された到達目標基準、「行動目標」は早急に取り組みなければならない課題、「将来的展望」は長期的な尺度で必要となる施策である。大学運営に必要とされる視点はほぼ網羅されている。

平成30(2018)年度には、本学園として、第1次中期計画のなかで定めた、長期的な基本姿勢、基本構想、各課程の教育目的・教育目標、及び、中期的視点に基づいた10本の戦略プランの検証が行われた。結果はHP上に公表している。

また、平成30(2018)年度に、第2次中期計画の見直しが行われ、期間についての変更があった他、中長期計画策定委員の6名中、5名が入れ替わり、継続して委員を務める職員が委員長となり稼働させている。第2次中期計画についても大学HPにおいてその内容を公表している。

第2次中期計画の10の戦略プランは、次の通りである。

- 1 一貫した駒女アイデンティティ—教育の実践と展開
- 2 学生・生徒・園児の確保
- 3 教育の充実
- 4 研究の充実
- 5 学生・生徒・園児支援体制の充実
- 6 経営改革
- 7 人材の確保と育成
- 8 危機管理体制の確立
- 9 ステークホルダーとの連携強化
- 10 地域連携

#### 【研究科の施策】

本研究科は定員充足率において課題を抱えており、学園の長期計画の具体的な6つの方向性（基本姿勢）のうち、⑥の「大学・短期大学においては、幅広い入学者層を想定した対策を練る」という方向性に基づいて、その具体的方策について検討されてきた。仏教文化専攻においては、これまで本学人文学部日本文化学科を修了した学生の中で、仏教文化に関するより高度な学修を望む者の入学を想定していたが、将来構想として、時代のニーズに即した高度専門職業人の育成を考慮しつつ、幅広い入学者層を意識した教育課程を構築する方向性で議論を重ねているところである。また臨床心理学専攻でもこれまでの臨床心理士養成カリキュラムに加え、公認心理師養成に対応するカリキュラムの検討を重ね、すでに平成30年度より運用している。

【令和元（2019）年度特記事項】（全学共通）

今年度は、第2次中期計画初年度として、各部署に今年度の成果報告を求めた。

【評価】（全学共通）

本学は大学の理念・目的、学部・研究科の目的を、建学の精神に基づいて設定し、またこれらの理念・目的及び学部・研究科の目的を、学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。また、将来を見据えた中・長期の計画については中長期計画策定委員会がリードしつつ、さらに社会的ニーズや高等教育のめまぐるしい変化に柔軟に対応すべく、基本方針を踏まえた改組を実施する等、適切な運用が行われているといえる。

## 2 教育課程・学習成果

### 2-①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【学位授与の方針及びその公表】

人文科学研究科ではディプロマ・ポリシーを次のように定め、本学 HP、大学ポータルにおいて公表し、大学院生に配付する『履修ガイド』にも明示している。

駒沢女子大学大学院人文科学研究科は、道元禅師の禅すなわち「正念」・「行学一如」を建学の精神とする伝統をふまえ、広い視野を有し人間性ゆたかな現代女性を育成するとともに、人文科学の領域における深い学識と研究方法を教授することで、専門分野における研究能力を具えた人材及び高度専門職業人に相応しい能力を具えた人材を養成することを目的としています（学則第1条・第4条の3の(1)）。

その目的を達成するために、人文科学研究科修士課程は、仏教文化専攻、及び臨床心

理学専攻を置いています（学則第4条の2）。

人文科学研究科修士課程においては、教育の目的に即して編成された2年間の課程を学修し、修了に要する所定の単位を修得したうえで、修士論文を提出し、その審査に合格することを学位授与の要件とします。

また各専攻のディプロマ・ポリシーは次のように定められている。

#### 仏教文化専攻

仏教文化専攻は、仏教文化に関する専門的知識と研究方法を教授し、仏教文化について社会に発信できる人材を養成することを目的としています(学則第4条の3の(2))。その目的を達成するために、仏教文化専攻は、以下の資質・能力を養成することを教育目標としています。

- 1.日本の仏教文化に関する総合的な知識と、高度な問題意識を有する人材の育成。
- 2.仏教文化の専門領域において、創造的研究を進めていくことのできる能力の育成。
- 3.仏教文化に関する研究成果を広く社会に発信できる人材の養成。

#### 臨床心理学専攻

臨床心理学の専門的知識を教授し、心理的問題の解決を支援できる公認心理師・臨床心理士等の高度専門職業人を養成することを目的としています（学則第4条の3の(3)）。

その目的を達成するために、臨床心理学専攻は、以下の資質・能力を養成することを教育目標としています。

- 1.心理学に関する総合的知識、及び高度な問題意識を有する人材の育成。
- 2.心理に関する支援を要する者に対して、観察、分析を行い、相談に応じ、助言、指導その他の援助ができる実践力、及び技術力の養成。
- 3.心理学の領域を活かし、研究、及び社会で活躍できるための専門力の養成。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上のように、授与する学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を定め、またHP等誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

#### 2-②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

#### 【教育課程の編成方針】

人文科学研究科では仏教文化専攻は修士（文学）、臨床心理学専攻では修士（心理学）をそれぞれ授与するが、教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

〔人文科学研究科のカリキュラム・ポリシー〕

駒沢女子大学大学院人文科学研究科修士課程は、学位授与の方針に定めた能力を修得するため、必修科目、選択必修科目、選択科目に分けたカリキュラム編成を実施し、また修士論文の審査に合格するため、全学的テラーメイド教育のもとに行われる論文執筆指導体制を用意しています。

また各専攻のカリキュラム・ポリシーは次の通りである。

〔仏教文化専攻〕

仏教文化専攻は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目標を達成するために、次のような教育課程を編成、実施しています。

1. 仏教文化に関する幅広い知識を身に付けるとともに、専門分野についての深い知識を涵養するために、文化史関連の必修科目、及び選択必修科目を含めた各特殊講義科目を配置しています。
2. 仏教文化に関する専門領域を深め、創造的研究を進めていくために、原典講読科目、及び日本文化史、日本美術史、古典文学の演習科目を置いています。
3. 修士論文の指導は、指導教員を中心に、複数の教員が集団で指導できる体制を整えることにより、多角的な視点からの学修を可能とするとともに、修士としてふさわしい高度な研究能力を涵養します。

〔臨床心理学専攻〕

臨床心理学専攻は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目標を達成するために、次のような教育課程を編成、実施しています。

1. 心理学に関する総合的な専門知識を身に付けるために、人格、認知、社会、家族、精神医学、障害者、教育等に関わる特講科目を選択必修として置いています。
2. 心理に関する支援を要する者に対して、援助ができるようになるための基本能力を涵養するために、臨床心理学関連の特論科目、及び複数の演習、実習科目を必修科目として配置しています。また、指定された科目を修得することで、「公認心理師」「臨床心理士」の受験資格を得ることができる体制を整えています。
3. 修士論文の指導は、指導教員を中心に、複数の教員が集団で指導できる体制を整えることにより、多角的な視点からの学修を可能にするとともに、修士としてふさわしい高度な研究能力を涵養します。

本研究科では、以上の各学位別の教育課程編成・実施方針に従い、各教育課程の体系と教育内容を定め、必要な授業科目を設定している。そして、授業科目の一覧をカリキュラムツリーで表し、その系統性を示し、個々の授業科目と教育目的（学位授与方針）との関係をカリキュラムマップで示し、各授業科目の位置づけを明確にしている。

さらに、本研究科では、各学位別の教育課程編成・実施方針の（評価方法）で記載されているように、学位授与方針で設定された「教育目標」、その教育目標から導かれた 5 つの「学修指針」（資質・能力）、学修において達成された「到達度」を一覧とした「学修到達度確認表」を専攻別に構成している。

一例として、「仏教文化専攻学修到達度確認表」を示す。

人文科学研究科仏教文化専攻学修到達度確認表

教育目標	学修指針	レベル4 (秀)	レベル3 (優)	レベル2 (良)	レベル1 (可)
日本の仏教文化に関する総合的な知識と、高度な問題意識を有する人材の育成。 DP 1	総合力	仏教文化の学修を通して、広く社会・自然・人間について多角的な知見を有し、論点を整理しながら、解決へ向けて確実に探求し続けることができる。	仏教文化の学修を通して、広く社会・自然・人間について、多くの情報を適切に取捨選択しながら整理し、問題意識を深めていくことができる。	仏教文化の学修を通して、広く社会・自然・人間について、複数の資料に目を通し、問題点を整理することができる。	仏教文化の学修を通して、広く社会・自然・人間について、関心を持つことができる。
	判断力	研究者として崇高な倫理観のもと新たな知の創造や社会に有用な取り組みとは何かを判断し、積極的に品位の向上を目指すことができる。	研究者として崇高な倫理観のもと新たな知の創造や社会に有用な取り組みとは何かを判断することができる。	研究者としての基本的な倫理を遵守ことができ、それに反する事例の問題点を確認することができる。	研究者としての基本的な倫理とは何かを確認し、遵守することができる。
仏教文化の専門領域において、創造的研究を進めていくことのできる能力の育成。 DP 2	専門力	人文科学の諸領域における深い学識と専門分野を探究するための方法論を有し、創造的成果を発表し、社会に貢献することができる。	人文科学の諸領域における深い学識と専門分野を探究するための方法論を有し、創造的成果を発表することができる。	人文科学の諸領域における深い学識と専門分野を探究するための方法論を有し、創造的成果をまとめることができる。	人文科学の諸領域における深い学識と専門分野を探究するための方法論を有し、問題点を整理することができる。
	技術力	自らの専門領域において高度な学術的視点から多角的なアプローチを試みることができ知識基盤社会において重要な役割を担うことができる。	自らの専門領域において高度な学術的視点から適切なアプローチを試みることができ知識基盤社会において特定の役割を担うことができる。	自らの専門領域において高度な学術的視点から適切なアプローチを試みることができ知識基盤社会において課題を探すことができる。	自らの専門領域において高度な学術的視点から適切なアプローチを試みることができる。
仏教文化に関する研究成果を広く社会に発信できる人材の養成。 DP 3	実践力	高度な専門的職業人としての地位を確保するための能力を有し、その中で自分自身及び組織を活性化し、グローバルな視点から社会に貢献することができる。	高度な専門的職業人としての地位を確保するための能力を有し、その中で自分自身及び組織を活性化することができる。	高度な専門的職業人としての地位を確保するための能力を有し、その中で自分自身を向上させることができる。	高度な専門的職業人としての地位を確保するための能力を有している。

本表は、前述した仏教文化専攻の学位授与方針に対応し、学修到達度確認表では、学位授与方針で設定された教育目標のもと、系統的科目位置づけに従った学修達成度の客観的評価を目指す評価方法を表している。

#### 【同方針の公表】

以上の「教育課程の編成方針」「学修到達度確認表」等は、すべて大学ホームページに掲載して公開するとともに、『履修ガイド』等に掲載し学生、教職員へ周知している。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

教育指針に関する検討委員会が2回開催された。

#### 【評価】

以上のように、研究科の教育課程の編成・実施方針の内容は、明確であり、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、授与する学位ごとに、適切に教育課程の編

成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

**2-③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

**【仏教文化専攻：教育課程の体系的編成】**

仏教文化専攻修士課程では、学則の教育目的に基づく教育課程編成・実施方針に沿って、カリキュラムを編成している。本専攻ではディプロマ・ポリシーの教育目標の1つに掲げられた「日本の仏教文化に関する総合的な知識と、高度な問題意識を有する人材の育成」をするために、「日本文化史」と「日本文化論」を1年次配当の必修科目として開講している。これは、日本の仏教文化を教育研究するベースとして、日本人の宗教的特質や日本の文化の多様性など、幅広い知識と視野を備えて研究する能力を身に付けさせるためである。

また選択必修科目として「仏教文化演習」・「日本文化論演習」・「日本美術史演習」・「古典文学演習」・「日本文化史演習」が設けられ、この5科目のうち1科目を選択必修としている。これらの演習では2年間の授業を行い、それぞれの担当教員が専門的な知識を教授している。この科目は本課程の専門的学修の中心的な科目として位置づけられ、院生の専門的研究に資する文献購読をはじめ、研究能力を高める指導がなされている。またこの演習担当教員が修士論文の研究指導に当たっている。

この他、選択科目としては「仏教文化特殊講義」、「古典文学特殊講義」、「日本文化史特殊講義 A」、「日本文化史特殊講義 B」、「日本美術史特殊講義」、「哲学特殊講義」、「比較文化特殊講義 I」、「比較文化特殊講義 II」が開設されている。さらにテキストを深く読解する研究能力を育成するために、「仏典講読」・「古典講読」や、学外に出て寺院の文化財などの見学研修など含む「日本文化研修」が設けられている。

仏教文化専攻では修士論文と30単位以上の単位取得が修了要件である。授業科目については、「日本文化史」、「日本文化論」が必修（2科目8単位）であり、演習科目は5科目のうち1科目を選択（選択必修、2年間で8単位）することになっている。また、特殊講義についても「日本文化史特殊講義 A」（4単位）、「日本文化史特殊講義 B」（4単位）の中から4単位を選択必修し、「哲学特殊講義」（4単位）、「比較文化特殊講義 I」（2単位）「比較文化特殊講義 II」（2単位）の中から4単位を選択必修することになっている。

**【臨床心理学専攻：教育課程の体系的編成】**

臨床心理学専攻修士課程では、カリキュラム・ポリシーの1に掲げているとおり、心理学に関する総合的な専門知識を身に付けるために、以下 a)、b)、c)、d)、e) の五つの科目群から選択必修としてそれぞれ1科目の選択が義務づけられている。a) 「心理学研究法特講」(1)、「臨床心理学研究法特講」(1) b) 「人格心理学特講」(1・2)、「認知心理学特講」

(1) c) 「社会心理学特講」(1・2)、「家族心理学特講（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 I）」\* (1・2)、「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」

\* (1・2)、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」\* (1・2)、d) 「精神医学特講（保

健医療分野に関する理論と支援の展開)」\* (1)、「異常心理学特講」(1・2)、「障害者心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）」\* (1・2) e 「心理療法特講 A」(1・2)、「心理療法特講 B」(1・2)。また、以上の五つの科目群以外に、以下の科目も選択必修の科目として設置されている。「心理療法特講 C（心理支援に関する理論と実践Ⅱ）」\* (1・2)、「心理療法特講 D（心理支援に関する支援と実践Ⅲ）」\* (1・2)、「学校臨床心理特講（教育分野に関する理論と支援の展開）」\* (1・2)、「コミュニティ・アプローチ特講（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ）」\* (1・2)、「心の健康教育に関する理論と実践」\* (1・2)。これらはいずれも半期 2 単位で、基礎的な科目を除いてその多くが 1、2 年次のいずれでも履修できるように配置されている。

また、カリキュラム・ポリシーの 2 に掲げているとおり、心理に関する支援を要する者に対して、援助ができるようになるための基本能力を涵養するために、臨床心理学関連の特論科目、及び複数の演習、実習科目を必修科目として配置している。それらは以下のとおりである。「臨床心理学特論Ⅰ」(1)、「同Ⅱ」(1)、「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践Ⅰ）」\* (1)、「同Ⅱ」(1)、「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）」\* (1)、「同Ⅱ」(1)、「臨床心理基礎実習」(1) の各半期 2 単位、計 14 単位、事例検討を中心に行うことで臨床的な理解力や介入法を学ぶ「臨床心理実習Ⅱ A」

(1)、「同Ⅱ B」(1)、「同Ⅱ C」(1)、「同Ⅱ D」(1) 各半期 1 単位、計 4 単位、そして、修士論文の指導に関わる「臨床心理学研究実践Ⅰ」(1)、「同Ⅱ」(2) 各半期 1 単位、計 2 単位を加えた計 20 単位が必修となっている。また、学外実習（教育領域、医療保健領域、福祉領域の 3 領域に関わる外部施設での実習とスーパービジョン）に関わる実習科目として「臨床心理実習Ⅰ A（心理実践実習Ⅰ）」\* (1)、「同Ⅰ B（同Ⅱ）」\* (2)、「同Ⅰ C（同Ⅲ）」\* (2)、および学内実習（学内に置かれている心理臨床センターでの実習とスーパービジョン）に関わる実習科目として「臨床心理実習Ⅰ D（心理実践実習Ⅳ）」\* (2) の 4 科目が置かれている。これらの科目は選択必修科目としているが、「臨床心理実習Ⅰ D（心理実践実習Ⅳ）」を含む 2 科目以上を選択することになっている。科目名の後ろに（ ）内に示した配当年次の通り、必修科目の多くが 1 年次に開設されているが、これは心理臨床を学ぶ上での基本的な姿勢や考え方、技術などを修得することを狙いとしており、それらを踏まえて 2 年次の、より実践的な知識や技術の修得へと段階的に進むように設定されている。実習では、「臨床心理基礎実習」においてロールプレイ等の訓練によって基礎的な技能の習得を目指し、並行して「臨床心理実習Ⅱ」において事例検討により多様なケースの理解を深める。そして、「臨床心理実習Ⅰ」において、学内外の機関において利用者に対して実際に心理支援を提供するとともに、心理アセスメント、他職種連携・地域連携、倫理的問題への対応等に関する実践的スキルも習得するという構成となっている。

また、本大学院臨床心理学専攻は日本臨床心理士資格認定協会より臨床心理士の受験資格が得られる第 1 種指定校と認定されており、認定協会が求めるカリキュラムに準じて、心理臨床の専門性を身につけていく上で必要な心理学の広範な知識や研究手法、心理的評価や援助の技術を 2 年間で修得するために体系的に構成されている。1 年次において基礎的な必修科目を修得した上で、2 年次により専門的な科目を順次修得できるように配置されている。

さらに、平成 29 年に施行された公認心理師施行規則にもとづき、従来の「臨床心理士」

資格の取得に必要なカリキュラムに加え、「公認心理師」資格の取得に必要なカリキュラムを整え、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ならびに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の認可を得て、平成 30 年度から新カリキュラムによる大学院教育をスタートさせている。公認心理師の受験資格を満たすために必要な 16 科目（上記の科目名の後ろに「\*」がついている科目）を履修することで、公認心理師の受験資格が取得できる体制となっている。

臨床心理学専攻では、ディプロマ・ポリシーの 1 で掲げている心理学の総合的な知識を身につけるために、人格、認知、社会、家族、精神医学、障害者、教育等に関わる特講科目を選択必修として置くこととしている。これらの科目を修得することで、高度な問題意識を有する人材を育成する。また、ディプロマ・ポリシーの 2 で掲げている心理に関する支援を必要としている者に対し、観察、分析を行い、相談に応じ、助言、指導その他の援助ができる実践力と技術力を涵養するため、臨床心理学関連の特論科目、及び複数の実習、演習科目を必修科目として設置している。なお、臨床心理学専攻では、平成 29 年に施行された公認心理師施行規則にもとづき、従来の「臨床心理士」資格の取得に必要なカリキュラムに加え、「公認心理師」資格の取得に必要なカリキュラムを整え、平成 30 年度から公認心理師と臨床心理士の受験資格を得ることができる体制となっている。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上のように、本研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

### 2-④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

#### 【シラバス】

本研究科では、大学院生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、学部と同様に、各授業科目のシラバスはポータルサイトに明示されている。シラバスの項目は、①授業コード、②科目名称、③科目分類、④担当教員、⑤授業区分、⑥授業のテーマ・内容、⑦到達目標、⑧各回の授業内容と課題学習、⑨テキスト・教材、⑩参考書、⑪評価の基準と方法、⑫授業開始前学習、⑬授業内課題のフィードバックの方法、⑭準備学習（予習）、⑮準備学習（復習）、⑯関連科目、⑰その他、から成っている。

⑥の授業のテーマと内容は、1 回ごとの授業について明示されており、成績評価の基準と方法もそれぞれ具体的に明示されている。

#### 【履修指導】

履修指導については、初年次の院生に対して、4 月のオリエンテーションの期間に両専攻ごとに履修指導の時間を設定し、教務部長、あるいは教務関係責任者が懇切に指導して

いる。また 2 年次の院生についても同様に年度初めのオリエンテーション期間に履修指導を行っている。

#### 【コースワークとリサーチワークのバランス】

研究科のコースワークとリサーチワークとのバランスについては次の通りである。

仏教文化専攻の修士論文の指導については、仏教文化専攻では 1 年次に演習担当の教員と研究テーマについて十分議論した上で研究を進めることになっており、まず 1 年次に修論構想発表会を行い、2 年次には中間発表会を行って修論の内容をより深めるように指導されている。

臨床心理学専攻の全体的な研究指導計画においては、1 年次の 5 月に大学院生の研究テーマや希望をもとに指導教員を選定し、7 月に専攻全体で構想発表会を行って研究テーマや方法を明確にし、2 年次の 10 月に専攻全体で予備審査会を行って研究の経過報告と意見の交換を行って、翌年 1 月の提出までに完成させるという流れとなっている。いずれも専攻の教員全員が参加し、多角的な視点から意見を交換し、高度な研究能力を涵養する体制を取っている。各指導教員はこうした全体的な研究指導計画に基づき、それぞれの大学院生の研究テーマや方法などにあわせて指導を進めていくことで、コースワークとバランスの取りながらリサーチワークを進めていくことができる体制を取っている。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上に述べたように種々の明確な措置が実施されており、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると判断できる。

### 2-⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

#### 【単位認定及び成績評価の方法等の明示】

本研究科の成績評価、単位認定及び学位授与については、学則、諸規程に定義・明記し、『履修ガイド』にその詳細を掲載し、公表している。ここでは、単位認定、成績評価、学位授与の順に現状を説明する。

#### 【単位認定と学修時間】

まず単位認定について、各授業科目の単位数は、学則第 25 条の 2 に従い、学修時間に応じて定められている。

なお、研究科では学則にしたがって講義と演習とを同じ扱いとしてきたが、学修時間の厳格化に鑑み、平成 31（2019）年 4 月 1 日から学則を変更し、すべての授業科目において、1 単位につき 45 時間の学修時間の修了が満たされるよう設定することとした。ただし、臨床心理学専攻においては学則変更在先立って『履修ガイド』の変更を行っている。

以下は平成 30（2018）年度『履修ガイド』によって示す。

大学院（人文科学研究科）仏教文化専攻

区分	授業時間	自習時間	単位数
講義	2時間×30週	4時間×30週	4単位
演習	4時間×60週（2年間）	2時間×60週（2年間）	8単位
実習	2時間×60週（2年間）	1時間×60週（2年間）	4単位

\*授業によっては、半年間 15 集の講義で 2 単位という場合もある。

大学院（人文科学研究科）臨床心理学専攻

区分	授業時間	自習時間	単位数
講義	2時間×15週	4時間×15週	2単位
実習・演習	2時間×15週	1時間×15週	1単位

【試験等の厳正な実施】

駒沢女子大学では全学的に各学期末に試験期間（定期試験、追試験、再試験）を設定している。本研究科でもこの定期試験期間中に試験を行い、成績評価及び単位認定を行うこととなっているが、少人数の授業も多く、定期試験期間以外にレポート提出の機会を設けている場合も多い。また仏教文化専攻では特殊講義の中には通年で単位認定する科目、あるいは仏教文化演習・日本文化史演習のように 2 年間で単位を認定する演習科目も存在するので、必ずしも半期ごとの成績評価とはなっていない。

なお成績評価のための試験（定期試験、追試験、再試験）は、成績評価の客観性・厳格性を保つため、手続き等をマニュアル化し『教員ガイド』に記載することにより周知させている。

【成績評価の基準】

各授業科目の成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の 5 段階評定であり、「秀」、「優」、「良」、「可」の成績を単位認定としている。授業担当者は、成績を 100 点満点で記述し、90～100 点を秀、80～89 点を優、70～79 点を良、60～69 点を可、0～59 点を不可としている。

各授業科目では、授業シラバスの「評価の基準と方法」に明示した評価対象・評価配分に従って、授業シラバスの「授業のテーマ・内容、到達目標」に記載した内容について評価が行われる。

なお、成績評価及び単位認定後の成績通知は、書類をもって学生に行っている。

【学位授与】

次に学位授与を適切に行うための措置について現状を説明する。

現在の大学院人文科学研究科の教育課程が授与する 2 学位〔修士（文学）、修士（心理学）〕について、学位授与の基準（卒業要件・修了要件）は、「大学院学則第 9 章 修了及び学位」に次のように明記されている。

(修了に必要な単位)

第 31 条 修了に必要な単位は、仏教文化専攻が 30 単位以上、臨床心理学専攻が 32 単位以上とする。

(修了の要件)

第 32 条 修了の要件は、次の各号に定めるとおりにする。

- (1) 2 年以上在学すること
- (2) 修了に必要な単位を修得していること
- (3) 修士論文の審査に合格すること

大学院の修士の学位については、「駒沢女子大学大学院 人文科学研究科学学位規程」、「駒沢女子大学大学院 人文科学研究科学学位論文審査規程」に示すように、学位審査並びに修了認定の客観性と厳格性を保つため大学院人文科学研究科委員会が学位論文審査委員会を構成して行っている。

修士の学位論文審査は、主査・副査の 2 名の評価に基づいて学位論文審査委員会で合否判定が行われ、この合否判定資料と該当者の修士課程成績表が研究科委員会に提出され、修了判定が行われている。

修士論文の審査基準については、『履修ガイド』に次のように明示されている。

#### 1) 研究テーマ

- ①研究テーマが学術的・社会的意義をふまえ適切に設定されているか。

#### 2) 研究方法

- ①研究テーマに関する先行研究について十分に理解したうえで、問題設定が適切になされているか。
- ②立論に必要な資料やデータの収集が適切に行われているか。また、得られた資料やデータの処理・分析が適切に行われているか。

#### 3) 研究成果

- ①論文の結論においてオリジナリティが認められるか。
- ②論文の章立てや展開が論理的になされ、論旨が適切に提示されているか。
- ③目次・引用・注記・図表等について、学術論文としての体裁が整えられているか。

#### 4) 倫理的配慮

- ①研究方法や研究対象に関して倫理的配慮がなされているか。

なお、臨床心理学専攻においては、日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士の受験資格として、修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関連するものであること、という条件がついているため、それが基準の一つとなっている。これについては、『履修ガイド』において、「臨床心理士の受験資格の取得について」として明記されている。なお、その他の基準については、論文の内容や方法の多様性のために明確にすることが難しく、現時点では明記されているものはない。それに代わって、1 年次の構想発表会と 2 年次の予備審査会において、修士論文として認める水準に達しているか吟味した上で、適宜指導してい

る。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

令和 2（2020）年 2 月以降の「新型コロナウイルス感染症」の流行のため、本年度の卒業式は中止となったが、単位認定及び学位授与に関しては問題なく実施された。

#### 【評価】

以上、学則、諸規程に明示され、その内容・手続きは明確であり、適正に実施されていることから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

### 2-⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

#### 【アセスメント・ポリシー】

本学では、全学的に学生の学習成果を適切に把握・評価するために、学習成果の評価の関する方針「アセスメント・ポリシー」を定め、厳正で明確な教育的効果のある評価の実施に努めている。

各授業科目において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するため、上述したように（2-②）、学修において達成された到達度を示す「学修到達度確認表」をループリックの形態で学位別に策定している。「学修到達度確認表」は大学HP「情報公開コーナー」において掲載・公開しており、『履修ガイド』等にも掲載し学生、教職員へ周知している。

#### 【成績評価の適切性】

各授業科目のシラバスにおいて、カリキュラムマップで示されるディプロマポリシー（学位授与方針）との関係性と、その授業で修得する具体的内容「教育目標」を明記している。そしてシラバスの「評価の基準と方法」欄には、成績評価対象（定期試験、レポート、課題等）の配分比率と評価方法を分かり易く記載し、これに基づいて評価を行っている。

たとえば仏教文化専攻の場合、各項目のシラバスに「日本の仏教文化に関する総合的な知識と高度な問題意識を有する人材の育成」・「仏教文化の専門領域において、創造的研究を進めていくことができる能力の育成」・「仏教文化に関する研究成果を広く社会に発信できる人材の養成」が明示され、「学修指針」として「教養力」・「人間性」・「専門力」・「技術力」・「実践力」が列挙され、どの項目に重点が置かれているか明示された上で、「評価の基準と方法」が明示されている。なお、臨床心理学専攻の場合の「学修指針」の 5 項目は、「総合力」・「判断力」・「専門力」・「技術力」・「実践力」となっている。

#### 【学修成果の把握】

研究科における学修成果把握の一方法として、臨床心理学専攻では、「臨床心理実習 I A・I B・I C」の学外実習先である外部の教育・医療保健・福祉施設の実習担当者からの評価

も、当該科目の成績評価として反映させる取り組みを行い、あわせて実習の開始・中間・修了の各時点での院生自己評価も行っている。

以上、本学では、各授業科目で学位授与方針に明示した学生の学習成果を評価する形をとっているが、少人数の授業において、この方針に則った評価を実体化していく必要がある。

仏教文化専攻においては、修論作成の過程において1年次の構想発表、2年次の秋頃に実施する中間発表において、専攻の複数の教員による意見・指導を受けながら学修の成果を確認することがなされてきた。これまで修了した院生への意見聴取を組織的に行ってこなかったが、今後、学習成果を測定するための方法の一つの手段として専攻において検討する必要がある。

また臨床心理学専攻においては、「臨床心理学の専門的知識を教授し、心理的問題の解決を支援できる公認心理師・臨床心理士等の高度専門職業人を養成すること」が教育目的として掲げてあり、大学院の中で行われている講義科目の評価だけでなく、心理臨床の現場における評価ということが重要になってくる。そのため、「臨床心理実習ⅠA・ⅠB・ⅠC」では、学外実習として実習契約を結んでいる外部の教育・医療保健・福祉施設の実習担当者からの評価も、当該科目の成績評価として反映させる取り組みをしている。また担当教員や実習担当者からの外部評価だけでなく、実習の開始・中間・修了の各時点で自己評価させることによって、自分に課せられた行動基準がどのようなものであり、どのように振る舞うことが望ましいのか、ということについて自覚しながら実習に参加し、自分の取り組みを客観的に評価させるという試みも行っている。

さらに臨床心理学専攻では、平成28年度に大学院のFD活動の一環として修了生を対象に行なったアンケート調査において、大学院における臨床教育について意見を聴取した。大学院を修了し、専門家として心理臨床の現場に立つ修了生に大学院での学びを振り返ってもらい、どのようなことが役に立っていると感じているか、そして大学院でもっと学ばべきと感じることは何かという質問に対する回答を求め、実際に「臨床心理実習ⅡA・ⅡB・ⅡC・ⅡD」における事例検討の内容や進め方に反映させている。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上、本研究科では、学習成果の評価方針を定め、各授業科目で内容・手続きが明確な評価が実施されていることから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

2-⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【点検・評価の組織】

教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行う組織としては、これまで人文科学研究科委員会がおこなってきた。たとえば平成 29 年度に臨床心理学専攻の公認心理士資格のためのカリキュラム変更、平成 30 年度に検討した仏教文化専攻の演習の単位数の見直し等がその具体的事例である。このように本研究科ではその教育課程の内容・方法の適切性について随時点検・評価を行ってきたが、定期的な点検・評価としては、今回のような大学基準協会による認証評価（7年に1度）がこれに該当する。

なお、本学では内部質保証に関する全学基本方針の5つの項目のうち第2の項目に次のように明示している。

2.本学の内部質保証は、学長の責任の下、大学執行部が主体となり、本学全構成員の連携と協力に基づき推進する。大学執行部は、「教育指針に関する検討委員会」と連携し、点検・評価・改善委員会をはじめ、改善活動にあたる諸組織を主導する。自己点検評価業務においては、大学執行部に若干の委員を加えた「自己点検評価委員会」を組織する。

この自己点検・評価委員会では研究科長も構成員となっており、全学的見地から大学院の点検・評価並びに改善の議論をすることになっている。

#### 【点検・評価の方法】

仏教文化専攻会議において、引き続き抜本的な専攻名の変更を含め、専攻名とカリキュラムとの整合性がある華道かを引き続き検討を進めていく。

また、臨床心理学専攻においては、日本臨床心理士認定協会による臨床心理士養成大学院第一種校として、6年毎の認定更新と3年毎の实地視察が行われ、教育課程およびその内容について外部の視点から点検・評価をいただいている。平成29年度に行われた实地視察では、2コマ続きで前期に実施している「臨床心理基礎実習」の科目を、2コマ続きで前後期に渡って実施するよう指摘を受け、実現に向けて調整している。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

仏教文化専攻では、専攻としてどのような人材を育成するのかという点については、第3の教育目標として「仏教文化に関する研究成果を広く社会に発信できる人材の養成」とあるものの、課程修了後の具体的な方向性を明示するには至っていない。今後、高度専門職業人として具体的に設定できる方向に向けて検討する必要があり、専攻会議において検討を重ねているところである。

臨床心理学専攻では、公認心理師・臨床心理士などの高度専門職業人を育成することが教育目標としてあげてあるため、臨床心理士の資格試験への合格率（公認心理師は平成30年度が第一回の試験となる）が大学院での教育成果をはかる目安となるが、年ごとによって上下しており安定しているとはいいがたい。臨床心理士の場合、必ずしも大学で心理学

を専攻しておらず、大学院の入学試験は合格したものの、全般的に専門分野の基礎知識が不足している場合もあり、大学院教育を通して安定して高い水準を保つための取り組みが求められる。

そのため、大学院でのカリキュラムによる専門的な知識の修得の一方、早い段階から資格試験を意識してもらい、基礎的な知識がどの程度修得できているか自己評価しつつ計画的に日々の学習の積み重ねていくように促している。また、各教科においても、適宜過去問題を取り上げたりしながら基礎的・専門的知識の修得状況を自己評価する機会を与えたり、公認心理師・臨床心理士の実務に関わる新たな法改正などアクチュアルな知識を伝えていくよう取り組む必要性がある。

### 3 学生の受け入れ

#### 3-①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

##### 【学生受け入れの方針と求める学生像】

人文科学研究科における学生の受け入れ方針は「人文科学の領域における深い学識と研究方法、各専門分野の高度な専門的知識と実践的技能を身に付けたうえで、それらを社会に活かす意欲のある者を求めています。」と定められ、各専攻についても求める学生像がそれぞれ次のように明示されている。

##### 〔仏教文化専攻〕

- 1.日本の仏教文化に対して興味や関心を持ち、専門的に深く学びたい者。
- 2.主体的に課題を発見し、複数の視点から解決の方法を吟味し、実践しようとする意欲のある者。
- 3.社会の身近な問題に対して、客観的・論理的に分析しようとする努力のできる者。

##### 〔臨床心理学専攻〕

- 1.人間が持つ心理的な課題に関心があり、心理学を専門的に深く学びたい者。
- 2.他者の心理的問題を理解し、解決しようとする思いやりと謙虚さを持ち合わせている者。
- 3.主体的に課題を発見し、複数の視点から解決の方法を吟味し、実践しようという意欲のある者。

##### 【同方針の公表】

これらの人文科学研究科、仏教文化専攻、臨床心理学専攻のそれぞれの受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、大学のHP、あるいは大学ポートレイトに公開され、人文科学研究科の入試要項にも明示されている。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のように、学生の受け入れ方針及び入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像等は、それぞれ適切に設定・公表されていると判断できる。

3-②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【入学者選抜制度】

〔仏教文化専攻〕

人文科学研究科では入学者の選抜をⅠ期（9月上旬）とⅡ期（2月）に分けて実施している。このうち仏教文化専攻では、学科試験と口述試験からなり、学科試験は仏教文化に関する出題がなされ、口述試験は卒業論文要旨と研究計画書を下に、受験者の研究に対する意欲や研究内容・方向性を確認することになっている。

2017年度より仏教文化専攻では社会人入試と長期履修制度を導入した。この制度は、自己申告により3年から5年まで、在学期間を延長することができ、2年間の学費及び諸費用も3年から5年まで分割して支払うことができる制度である。この制度はより広い社会人の層を対象に受け入れることを目的としている。

また仏教文化専攻は駒沢女子大学とモンゴルのイフサザク大学との国際協定に基づき、留学生を受け入れている。この留学生の受け入れ方法であるが、国際協定に基づいてイフサザク大学側から推薦された人物について、予め本学に送付された入学願書・研究計画書を確認した上で、本学とイフサザク大学に開設されたテレビ中継システム（あるいは Skype）を通じて、仏教文化専攻の教員が面接試験を行ない、日本語能力や研究意欲等を審査している。これを研究科委員会に諮り合否の判定を行っている。

〔臨床心理学専攻〕

臨床心理学専攻では、人文学部心理学科との教育の連続性を考慮して、学内選考試験の機会を設け、入学者選抜試験を、毎年3回（7月に学内選考試験、9月にⅠ期入試、2月にⅡ期入試）実施している。入学者選抜方法は、学科に関する筆記試験（心理学、臨床心理学に関する基礎知識、及び英語）を第1次試験、面接による口述試験（卒業論文の概要、入学後の研究計画、臨床心理職への適性）を第2次試験とし、第1次試験の合格者のみが第2次試験を受けるという手順になっている。入学者選抜において透明性を確保するため、特に口述試験については、詳細な評価基準を作成している。

【入試運営体制】

法人組織である入試センターと研究科長、教務部長、両専攻主任が連携して適宜、入試

業務全般の運営を実施している。

毎年、「駒沢女子大学大学院人文科学研究科仏教文化専攻／臨床心理学専攻」というリーフレットを作成している。また年 2 回のオープンキャンパスを実施している。特に臨床心理学専攻では現役の大学院生が教員とともに個別相談を担当している。また公認心理師及び臨床心理士を目指す大学院入試志願者を対象とした合同説明会に参加している。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

**3-③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

【定員管理】

仏教文化専攻は入学定員 5 名（収容定員 10 名）と設定している。過去 5 年間の定員充足率をみると、平成 27（2015）年度 40%、平成 28（2016）年度 0%、平成 29（2017）年度 10%、平成 30（2018）年度 10%であった。平成 31 令和元（2019）年 5 月 1 日現在における在籍学生数は 3 名、収容定員充足率は 30%である。

臨床心理学専攻は開設当初より定員 20 名（収容定員 40 名）と設定していたが、臨床心理士養成大学院の増加に伴う受験者数の減少とそれに伴う入学者の学力低下を避けるため、平成 23（2011）年度以降平成 25（2013）年度までが 15 人、平成 26（2014）年度 13 人、平成 27（2015）年度 14 人と定員を下回る状況が続き、平成 28（2016）年度は 8 人となり、充足率は 50%を下回った。このため、平成 29（2017）年度から定員を 15 名に引き下げたが、同年度は 7 名、平成 30（2018）年度は 4 人と入学者の減少が続いている。また、平成 30（2018）年度からは公認心理師養成のための新カリキュラムに伴う外部実習の条件にあわせるために、定員をさらに 10 名に引き下げて、公認心理師・臨床心理士の二つの資格が取得できるカリキュラムに改訂して適切な体制を整えた。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【評価】

平成 30（2018）年度の仏教文化専攻収容定員充足率は 10%であり、臨床心理学専攻では 44%となっており、学生募集状況は非常に厳しい状況となっている。過去 5 年間（2014～2018）でみると、2015 年度は仏教文化専攻が 50%、臨床心理学専攻が 75%であっただけに直近の 3 年間の落ち込みが著しいことがわかる。両専攻がいずれも定員未充足であり、

今後も院生確保が喫緊の課題となっている。

まず仏教文化専攻では、恒常的な定員未充足が続いている。本専攻はこれまで本学人文学部日本文化学科の学生の中で、仏教文化についてより高度な学修を求める学生を中心に受け入れてきたが、こうした現況をふまえ、時代のニーズに即した高度専門職業人の育成を考慮しつつ本専攻の教育課程の抜本的な見直しと改革が求められる。

また臨床心理学専攻については、2015年度の収容定員充足率に75%から44%に落ちているものの、「公認心理師」養成に対応するカリキュラムが構築されている。心理職が国家資格化されることで入学希望者の増加が見込まれるが、全国的に公認心理師を養成する大学院も増大するため、予断は許されない。これまで、オープンキャンパスの実施や大学院受験予備校の入試フェアへの参加、社会人向け大学院受験情報サイトへの記事掲載など、さまざまな入試広報活動を実施しているが、今後、こうした活動をさらに充実させて学外からの受験者の増加を図ることが必要であろう。また、学内（心理学部）の学生に対しては、臨床心理学専攻の事業として、学内生向けの入試説明会の開催（年2回）や、大学院受験と心理学検定受験を目指す学生を支援する定期的な勉強会を開催しているが、今後、さらにこうした活動の周知を図るとともに、入学後の早い時期から国家資格取得のためのガイダンス等を実施することにより、大学院進学へ積極的な方策が図られるべきであろう。

### 3-④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【中長期計画からの点検・評価体制】（全学共通）

学生を受け入れる適切性についての定期的な点検・評価は次の2部署で行っている。1つは「駒沢学園中長期計画策定委員会」である。

令和元（2019）年度からの「第2次中期計画」における10本の柱（戦略プラン）の1つに「学生・生徒・園児の確保」がある。「第2次中期計画」から、年度ごとに「行動計画」を策定し、公表している。「行動計画」は、入試形態、オープンキャンパス、広報ツールなどの見直しと実施、および定員充足のための検討の各項目について、年度ごとに細かな計画を策定しており、各部署において点検・評価した内容が中長期計画策定委員会に集約され、その結果を次年度の行動計画に反映させている。

#### 【研究科各専攻会議による点検・評価体制】

人文科学研究科の入学選抜に関する検証は、各年度の入試結果をふまえた各専攻会議において議論されており、これまで臨床心理学専攻における学内選考入試の導入はこうした各専攻における検証の結果をふまえての改善策といえる。

全学的中期計画における「社会情勢に応じた入試形態の見直し」、「入学層の多様化（シニア世代の取り込み）」といった「行動目標」・「将来的展望」をふまえ、仏教文化専攻では社会人入試と長期履修制度を設定している。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上のように両専攻ともに定員の未充足状態は続いている。今後、入試センターとも連携して研究科委員会・両専攻会議で検討しなければならないと考える。

## 4 教員・教員組織

### 4-①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点: 大学として求める教員像の設定と研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

#### 【全学方針】

駒沢女子大学として求める教員像等については、本学のホームページに「大学として求める教員像」と「教員組織の編成方針」として次のように明示している。

駒沢女子大学は「正念」と「行学一如」を建学の精神として掲げ、「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」を教育の理念としている。この建学の精神と教育の理念を実現するためにふさわしい教員組織を編制するため、次のとおり、各教育課程で求める教員像と教員組織の編制方針を定める。

#### 1. 大学として求める教員像

駒沢女子大学として求める教員は、建学の精神及び教育の理念を踏まえ、本学の「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」を理解し、本学の教育を担当するにふさわしい能力と研究成果を社会のために発信する能力を有する者とする。

#### 2. 大学の教員組織の編制方針

各学群・学部・研究科は、「教育研究上の目的」を実現するために以下の点に留意し、教育力・研究力の更なる向上をめざし、「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた教員組織を編制する。

##### ①必要教員数

- ・大学設置基準、大学院設置基準に基づき、適切に教員を配置する。
- ・教育職員免許法等の関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- ・収容定員における教員1人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。

②教員構成

- ・ 教員組織において、年代・性別に著しく偏りがないよう組織の多様性に配慮する。

③教員の募集・採用・昇格

- ・ 教員の募集・採用・昇格については本学の人事に関する規程に基づいて適切に行う。

④主要授業科目の担当

- ・ 主要授業科目については原則として専任教員が担当する。
- ・ 基礎ゼミ・専門ゼミについてはすべて専任教員が担当する。

この方針は各学部・学群とともに人文科学研究科にも適用されるものであり、本学が定めた「駒沢女子大学教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程」及び「駒沢女子大学人事委員会内規」をふまえたものである。

【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のように本研究科では、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針について中期計画との整合性をも考慮しつつ方針決定されていると判断できる。

4-②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【教員組織の概要】

人文科学研究科については、仏教文化専攻は教授 5 名、准教授 1 名、臨床心理学専攻は教授 6 名、准教授 2 名、講師 1 名である。

研究科	専攻	収容定員	専任教員	専任教員 1 人当たり学生数
人文科学研究科	仏教文化専攻	10 人	6 人	1.6 人
	臨床心理学専攻	20 人	9 人	2.2 人

【適切な教員組織編成のための措置】

また専任教員（15 名）の年齢層については、大学基礎データの表 5 に基づいて示すならば次のとおりである。

	70 歳以上	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	29 歳以下
人数	0	4	5	5	1	0
割合	0.0%	26.7%	33.3%	33.3%	6.7%	0.0%

このように本研究科の専任教員の年齢構成は、40代と50代を中心に世代的なバランスがとれていることがわかる。

また男女の比率は男性教員9名、女性教員5名となっており、男性の占める割合が昨年より低くなっている。

大学院人文科学研究科の求める教員の能力・資質等については、仏教文化専攻・臨床心理学専攻の全教員が学部の専任教員であるため、学部と同様の基準を必要とするが、同時に、次の大学院設置基準第9条の第1項の条件を満たすと認めるものとしている。

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと(工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織)に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
  - イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
  - ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
  - ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
  - ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

現在の研究科は2専攻からなるが、各専攻に主任をおいて教員間、及び教育上の連携を図るとともに、2専攻の主任のいずれかが、教育上の責任者である教務部長となり、専攻間の連携を図る責任体制をとっている。また、教学全体の実務を大学・短大事務部が担い、教育研究支援については、教育研究支援課が実務を行っている。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上のとおり、教員組織の編成は、適切に運用されていると判断できる。

#### 4-③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

##### 【教員の募集・採用・昇任】

本研究科の専任教員はすべて学群・学部の専任教員の兼担であり、教員採用については、学群・学部での採用を前提としており、「駒沢女子大学人事委員会規程」(以下、「人事規程」)及び前掲の「人事委員会内規」に基づいて行っている。

また学部・学群の専任教員が研究科の授業を兼担し、研究指導ならびに授業担当する場合、「駒沢女子大学大学院人文科学研究科の研究指導員ならびに授業担当教員の認定に関する規程」に基づいて手続きが進められている。その手続きとは、まず各専攻会議におけ

る認定審査委員会において、研究指導教員もしくは授業担当教員の認定手続(業績審査等)を行う(なお研究指導教員の資格認定の場合、認定審査委員会の委員は、研究指導有資格者でなければならない)。専攻主任は認定審査委員会の審査結果報告を受けて、報告書を作成し、専攻会議に提出する。専攻会議は資格認定の発議を審議し、研究科委員会は専攻会議からの発議に基づき、当該教員の資格認定について審議する。研究科長は研究科委員会の審議の結果に基づいて当該教員の資格(研究指導もしくは授業担当)を認定する。

【令和元(2019)年度特記事項】

特になし。

【評価】

以上のとおり、教員の募集・採用・昇任は適切に運用されているものと判断できる。

**4-④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

【FD活動の組織】

本研究科では定期的にFD活動に取り組んでいる。仏教文化専攻と臨床心理学専攻からなる本研究科ではそれぞれ専門的で高度な教育内容を教授するため、その教育方法や研究指導のあり方も両専攻によって異なるために、研究科全体として、どのようにFD活動を進めていくか試行錯誤を続けている。これまでに研修会を開いたり、大学院生や修了生にアンケートを行ったり、教員同士お互いの授業に参加して意見交換会を行ってきた。互いの問題意識を出し合い、大学院全体の問題意識として共有しながら、個々の科目における教育内容や方法の改善に結びつけるべく努力しているところである。

【FD活動の内容】

〔FD研修会〕

2017年度には、これまでは仏教文化専攻と臨床心理学専攻において、個別に行っていたFD研修会を合同で開催した。この研修会は「大学院生のキャリア教育支援について」がテーマで、キャリアコンサルタントを講師に迎えて、特に就職に不利とされる人文系大学院出身者のキャリア教育及び就職支援に関する研修会を行った。

〔授業アンケート〕

本研究科では学部・学群と同様に授業アンケートによる学生の授業評価を取り入れており、教育力向上の原点として定着している。その基本方針は「授業評価に関する規程」にある通り、「学生の声」をもとにして授業内容・方法を定期的に自己点検・評価し、それを改善・改革に繋げることによって教育上の質的保証を果たすことにある。ところで点検・評価・改善委員会の平成29(2017)年度総括において、学群・学部・研究科で全科目を対象に実施すべきとの提案があり、平成31(2019)年度からは全学の全科目を対象としてポータルサイト上で実施することが確認された。これに伴い規程の改定も平成31(2019)年度前期の授業での実施に間に合うようにする予定である。

本研究科では平成 28 (2016) 年前期より授業アンケートが導入されている。これは学部の授業アンケートの導入より 10 年以上も遅れたことになる。本研究科で授業アンケートの導入が遅れたのは、各授業科目の履修者が 5 名以下である授業が多いため、アンケートにおける匿名性の確保が難しい等の、問題点があったからである。しかし、前述のように研究科の少人数授業をふくめた全授業のアンケート実施の方針が出され、研究科としてもアンケートの問題性、限界性を認識しつつも、授業改善のための方策として実施することとなった。なお、履修者が 1 名のような極端に少ない授業の場合、その授業アンケートの実施については、履修者にアンケートを実施してよいか、院生の意思を確認した上で行うことになっている。すなわち原則としては人数が少ない授業でも院生が 1 対 1 の授業での授業アンケートを拒否することもできるということである。なお、この授業アンケートをはじめ、研究科の FD 活動について教育研究支援課は、諸活動の準備や成果・結果の整理及び保管業務を遂行しており、継続的・発展的な FD 活動を可能としている。

#### 〔研究費傾斜配分制度〕

また本研究科では、「研究費傾斜配分制度」が人文学部・人間総合学群と同様に実施されている。本研究科の専任教員が人間総合学群及び人文学部の教員が兼担しているのも、この学部・学群と同様に傾斜配分制度が適用されている。ただし平成 30 年度より 1 名が人文学部から看護学部に移動したのでこの 1 名は例外となっている。

この制度は、教育研究の成果とそれに対応するポイントを所定の申請用紙に記載して提出し、これをもとに点検・評価・改善委員会委員長が同委員会の研究促進部門担当の委員とともに合計ポイントを算出し、最終的には学長の承認を経て研究費が決定される仕組みである。まず基本研究費を一律 25 万円とし、専任教員から集積した一律 5 万円の総額を上述のポイントに応じて傾斜配分している。この制度は平成 17 (2005) 年度に導入され、ポイント算定基準については数回の変遷を経ている。専門分野を超えて学内で公平な業績評価を実施することは容易ではないという問題点を少しでも解消しようとしての改定である。最新の状況では、平成 30 (2018) 年 10 月の人間総合学群・人文学部教授会において新ポイント基準が示されたところである。

上記の学群・学部の傾斜配分に加え、本研究科の授業担当教員は研究費として 5 万円を上乗せされている。この 5 万円についても現在次のような傾斜配分が行われている。

まず大学院担当教員として上乗せされた研究費、各 5 万円を集積した合計金額のうち、共同研究費の枠組みが設けられ (平成 29 年度は 25 万円)、さらに残りの研究費集積分についても、①授業担当数、②修論指導の対象者数、③FD 活動の 3 つの観点からポイントが計算され、各教員に傾斜配分が行われている。そのポイント基準は次の通りである。

#### ①授業担当 (科目数は半期で 1 科目とする。)

- ・ 1～2 科目 5 ポイント
- ・ 3～4 科目 10 ポイント
- ・ 5 科目以上 15 ポイント

#### ②修論指導

- ・ 1～2 人 5 ポイント
- ・ 3～4 人 10 ポイント
- ・ 5 人以上 15 ポイント

#### ③FD 活動

- ・ 研修会を主催・発表 10 ポイント
- ・ 研修会に参加 2 ポイント

#### 〔業務評価〕

なおこの他に駒沢女子大学では、平成 29 年度より全学的に教員の業務評価が実施されている。これは毎 4 月に前年度の教育・研究・校務等の評価項目（15 区分）についてポイント制で数値化し評価するものである。これは本人評価・1 次評価（学科主任）、2 次評価（学群長・学部長）、最終評価（理事長）の 4 段階を経て、その結果が夏の賞与に傾斜配分されている。この評価制度はあくまで大学の全専任教員を対象にして実施されており、研究科の教員に限られるものではないが、研究科の教育・研究・校務も含めての業務評価である。

#### 【令和元（2019）年度特記事項】

特になし。

#### 【評価】

以上のように本研究科ではファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に実施しており、また授業アンケートや教員評価などの方策を通じて教員組織の改善・向上がはかられているといえる。

#### 4-⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【点検・評価体制】

既述のように本研究科の専任の教員は、学群・学部の専任教員が兼担している。すなわちこれまで仏教文化専攻は基本的に日本文化学科の専任教員が兼担し、臨床心理学専攻の専任教員は心理学科の専任教員が兼担してきた。したがって研究科委員会の教員組織の適切性については、学群・学部の教員組織もふまえて検証することになる。

ところで駒沢女子大学では教員組織の問題については、本章冒頭でも述べたように、駒沢学園全体に及ぶ中長期計画の中で扱われており、「第 1 次中期計画」では、10 本の柱（戦略プラン）の第 7 の柱として「人材の確保と育成」について、これを計画し実行してきた。その「基本目標」は「学園の永続的発展のため、有能な人材の適切な年代構成に配慮した採用及び育成システムを構築する。」というものであった。これに対して「駒沢学園第 2 次中期計画策定に向けて」では、専任教員の年代構成の検証を中心として根拠に基づく検証結果が報告されており、HP にも公開されている。

また、第 2 次中期計画では、関連する戦略プランの行動計画として、「学園が求める教職員像の明示」と「教育内容に応じた教員の配置と教員数の現状維持」が設定されることとなっており、これらについて毎年の中長期計画策定委員会で検証していく予定である。

ところで研究科委員会においては個別の議題の中で議論されることはあっても、研究科としての定期的な検証はなされておらず、7 年に一度の認証評価において改めて教員組織の適切性について検証されてきたといえる。なお、研究科の教員組織に関する改善・向上としては、4-④に記した点検・評価・改善委員会での授業アンケート等の改善が例として

挙げられる。

**【令和元（2019）年度特記事項】**

特になし。

**【評価】**

現在の教員組織の編成については、中長期計画策定委員会を中心に定期的に点検・評価が行われる体制となっており、改善・向上に向けた取り組みも年度ごとの「行動計画」にはんえいされており、適切に行われていると判断できる。

以上